

# 「富山県最低賃金」が改定されます

富山県最低賃金（地域別最低賃金）は、年齢や雇用形態（パート・学生アルバイト等）にかかわらず、富山県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

## 富山県最低賃金

時間額 **877**円

（現行比 +28円）

【発効日】令和3年10月1日(金)

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

「働き方改革推進支援センター富山」(富山労働局委託事業)では、社会保険労務士等の専門家が、来所・電話・メール相談や個別訪問などにより、働き方改革に取り組む事業主の皆さんの支援を行っています。賃金引上げに向けた生産性向上に関する相談なども無料で行っていますので、是非ともご利用ください。

働き方改革推進支援センター富山

富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター4階  
電話:0800-200-0836 メールアドレス:hk16@mb.langate.co.jp

◆ 最低賃金に関する詳細につきましては、こちらをご確認ください。

富山労働局ウェブサイト(最低賃金・最低工賃)

<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/>



最低賃金特設サイト(厚労省)

<https://pc.saiteichingin.info/>



☛ 最低賃金に関するお問合せは、富山労働局賃金室(☎076-432-2735)又は県内の各労働基準監督署へ